

くらしの 情報



春の全国火災予防運動
3月20日～26日
「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」

今年には火災が多発しており、尊い人命をなくす火災も発生しています。また、この時期は空気が乾燥して火災が発生しやすい上に風の強い日が多く、燃え広がる危険性が高くなります。市では、こうした気象条件になった時に火災警報を発令して火の使用を制限します。屋外での火遊びやたき火を禁止するのはもちろん、山林、原野などの場所での火入れや喫煙を禁止します。

寝具乾燥・丸洗いサービスの実施について(有料)
実施予定日 3月6日(月)～11日(土)

対象者 介護保険の要介護度4と5の方、身体障害者手帳1・2級をお持ちの方

申込期限 3月7日(火)まで

問合せ先 市社会福祉協議会 (☎475-7000)

消防本部より
(☎475-10180)

私設消防組出初式
とき 3月12日(日)午前9時～
ところ 消防署グラウンドおよびその周辺
よびその周辺
私設消防組対抗の放水競技大会も行います。

春季消防総合演習
とき 3月19日(日)午前8時～
ところ 有金地内 有金新町 一带
訓練の日には、消防車や救急車がサイレンを鳴らして走りまわりますので、火災や事故と間違えないようご注意ください。

ご家庭で火の用心「七つのポイント」について再確認して火災を防止しましょう。

- ① 放火 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ② タバコ 寝たばこやタバコの投げ捨てをしない。
- ③ コンロ 天ぷらを揚げるときはその場を離れない。
- ④ たき火 風の強いときにはたき火をしない。
- ⑤ 火遊び 子どもにはマッチ、ライターで遊ばせない。
- ⑥ 電気配線 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ⑦ ストープ ストープには燃えやすいものを近づけない。

ご存知ですか！ 児童の健やかな成長を願ってこのような手当制度があります

手当の種類・月額	対象者
児童扶養手当 ● 児童1人の場合 41,880円～9,880円 ● 児童2人の場合 46,880円～14,880円 ● 児童3人以上1人につき 3,000円加算	18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童で、離婚などにより父と生活をともにしていない、あるいは父が重度の障害者などの場合に、母、または母に代わって児童を養育している人に対して児童の健やかな成長を願って支給される手当です。
特別児童扶養手当 (1人につき) ● 重度障害児(1級) 50,900円 ● 中度障害児(2級) 33,900円	身体または精神に障害を持つ20歳未満の児童を養育している父母や、父母に代わって児童を養育している人に、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

いずれも手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上の場合は、手当の一部または全部が支給されません。
問合せ先 福祉課児童福祉担当 (内線335)

防火もちつき大会
とき 3月21日(火)午前10時～
ところ ショッピングセンター「エール」緑の広場
幼・少年消防クラブ員、婦人防火クラブ員による防火もちつき大会を行います。お気軽にお立ち寄りください。

消火器の回収について
家庭にある古い消火器は、腐食などによって、使用すると破裂する危険があります。3月20日(月)～26日(日)の間、有料にて専門業者が回収いたします。

「貸します詐欺」にご注意ください
最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽者DM(ダイレクトメール)や携帯メールなどを送りつけて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手の手口が急増しています。このような詐欺行為を「貸します詐欺」といいます。被害にあわないよう十分ご注意ください。

「貸します詐欺」被害ホットライン
☎03-5320-4775(東京都貸金業対策課)

ます。不要の方は市消防署までお持ちください。

INFORMATION

平成18年度の固定資産税 納税通知書・課税明細書は4月初旬発送予定

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
土地・家屋価格等縦覧帳簿とは、市内に所在する土地や家屋の価格などの一覧表のことで、他の土地や家屋の価格と比較して自己資産の価格の適正さを判断できるように設けられているものです。
※自己の固定資産税の課税内容については、納税通知書に添付されている「資産課税明細書」でも確認できます。

縦覧期間 4月3日(月)～5月1日(月)
固定資産課税台帳の閲覧
市内に所有する自己の資産について、いつでもできます。また、借地人、借家人の方もできます。

対象者	縦覧・閲覧できるもの	手数料
固定資産税の納税者または委任を受けた方	(縦覧) 土地・家屋価格等縦覧帳簿	無料
	(閲覧・証明書の発行) 固定資産課税台帳	有料
借地人・借家人	(閲覧・証明書の発行) 固定資産課税台帳のうち、借りている土地および家屋の部分に限る	有料

※縦覧・閲覧などにお越しになる際は、本人確認ができるもの(運転免許証・納税通知書など)、代理人であれば委任状、借地・借家人の場合は契約書などの権利が確認できるものと印鑑をご持参ください。

問合せ先 税務課資産税担当 (内線235・236)

軽自動車などの廃車手続きについて

軽自動車などを処分・譲渡された方で、まだ廃車手続きを済まされていない方は、4月1日までに廃車の手続きをしてください。4月2日以降に手続きをされた場合は、平成18年度の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。
※廃品回収に出したり、スクラップにしなければ廃車にはなりませんので、ナンバープレートを返却し、廃車の手続きをしてください。

問合せ先	
二輪車(125ccを超えるもの)	富山運輸支局 (☎423-6618)
軽自動車(三輪・四輪)	富山県軽自動車協会 (☎424-6420)
原動機付自転車および小型特殊自動車	市税務課市民税担当 (内線234)

富山地方裁判所魚津支部の民事執行事件の取り扱いの変更について

これまで富山地方裁判所魚津支部で取り扱ってきました民事執行事件(不動産執行事件および債権執行事件)は、平成18年4月1日から富山地方裁判所本庁が取り扱い、魚津支部では取り扱わないことに変更されます。
魚津支部の競売物件の入札手続は、4月以降、富山地方裁判所本庁の執行官室が取り扱います。
魚津支部では入札はできませんが、競売物件の物件明細ファイルは、従来どおり閲覧することができます。

問合せ先 富山地方裁判所民事部執行係 (☎421-6131代) 富山地方裁判所魚津支部民事執行係 (☎0765-22-0160代)

平成18年分 標準小作料 / 農作業料金

標準小作料(10a当たり)

区分	基準収量(kg)	標準小作料(円)	<参考> 地区平均収量による区分	
田	1	470	3,000	
	2	480	5,000	滑川地区・山加積地区
	3	490	7,000	東加積地区・中加積地区
	4	500	9,000	北加積地区・西加積地区
	5	510	11,000	浜加積地区・早月加積地区
	6	520	13,000	
転作田・畑地の部			標準額を定めない	

■この標準小作料は、20a～30aの整備田での水稲作を基準としたもので、転作面積は除きます。
■小作料は、当該農地の収量・生産条件などを考慮し、当事者間で決定してください。

農作業料金

料金には、消費税は含まれていません。

作業名	単位	標準料金(円)	
耕	トラクター(耕起～代かき)	10a 11,900	
	個別作業	耕 起	10a 6,500
		代 か き	10a 6,600
	(荒くり作業含む)		10a 6,600
	秋おこし(耕起・溝切)	10a 7,100	
転	トラクター(畦塗り)	1m 94	
	田 植 機	10a 6,900	
田植	側条施肥田植機	10a 8,500	
	コ ン バ イ ン	10a 19,000	
動力散布(薬剤散布)		10a 800	
労力	田植、畦塗り、稲刈、その他の労働	1日 7,600～10,000	
	乾燥・調製	水 稲 60kg 乾燥 1,700 調製 700	

■コンバインについては、収穫物の運賃は別途料金とします。
■麦・大豆のコンバインについては、水稲のコンバイン料金に準じます。
■環境条件が整った田んぼ(平坦地で20a～30aの整備田)を基準に設定してあります。
問合せ先 農業委員会事務局 (内線351)